

## 埼玉県環境アドバイザー登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域における環境保全活動や環境学習等に関する中核的な活動者を埼玉県環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、その活動等を広く紹介することについて必要な事項を定める。

### (アドバイザーの職務)

第2条 豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言を行うほか、地域で環境保全活動を行う県民や団体等の連携を促進するなど、地域における環境保全活動を行う。

### (登録の対象者)

第3条 知事は、18歳以上（高校生を除く）の県内又は近隣都県に居住又は勤務する者で、次の各号のいずれかに該当し、県民の環境保全活動や環境学習等の促進を図る県の施策に協力しようとする者をアドバイザーとして登録することができる。

(1) 次に示すいずれかの資格又は経歴を有すること。

ア 環境省の環境カウンセラー（事業者部門、市民部門）である。

イ 公害防止や環境管理に関する部門に5年以上所属する。

ウ 環境問題を専門とする教職経験を5年以上有する。

エ 公害防止管理者、技術士、環境マネジメントシステム審査員、エコアクション2.1審査人又は放射線取扱主任者として環境保全に関する経験を5年以上有する。

オ 環境学習講座や自然観察会等の講師など、地域の環境保全活動の指導者としての経験を5年以上有する。

(2) 環境学習講座や自然観察会等の講師など、地域の環境保全活動の指導者としての経験を3年以上有した上で、次の資格を有すること。

ア 彩の国環境大学実践課程の修了

イ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第11条第1項の「人材認定等事業登録制度」に登録されている事業により認定を受けた資格

ウ 自然観察指導員

エ 生態系保護指導員2級以上

オ 家庭の省エネエキスパート

(3) 環境学習講座や自然観察会等の講師など、地域の環境保全活動の指導者としての経験を3年以上有した上で、次の者からの推薦を有すること。

ア 県、市町村、学校教育法に基づく埼玉県内の学校（幼稚園を除く）

イ 現任のアドバイザー（2人以上）

2 知事は前項の規定によらず、18歳以上（高校生を除く）の県内又は近隣都県に居住又は勤務する者で前項各号に定めるものと同様以上の知識及び経験を有していると認められる者をアドバイザーとして登録することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するものに所属する場合、アドバイザーとして登録することができない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

(2) 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(4) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（登録の手續）

第4条 前条第1項に該当する者で、アドバイザーの登録を受けようとする者は、別に定める募集要項に基づき、登録申請書に活動実績を記載した書面等必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は前項による申請があった場合、申請者がアドバイザーとして適当であると認めるときは、アドバイザーとして登録し、その旨通知するものとする。

3 知事は第1項による申請があった場合において、申請者が虚偽の申請などによりアドバイザーとして適当でないと認めるときは、登録することができない旨の文書を当該申請者に別途通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 アドバイザーの登録の有効期間は、別途定める募集期間の属する最終年度の末日までとする。ただし、更新は妨げないものとする。

（登録者名簿）

第6条 知事は、第4条により登録をした者及び第7条により登録を更新した者を登録者名簿に記載し、県ホームページにて公表する。

（登録の更新）

第7条 知事は、登録時の条件及び第2項を満たす者のアドバイザー登録を更新することができる。なお、更新による有効期間は、更新された登録日から3年間とする。

（登録の取消し）

第8条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は登録を取り消すものとする。

(1) やむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。

(2) 本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき。

(3) 地位を利用して営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。

(4) 虚偽による申請を行うなど、アドバイザーとして適当でないと認められるとき。

2 前項第3号及び第4号の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に

対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(アドバイザーに関する広報)

第9条 県は、第2条に関する活動実績及び内容などを含むアドバイザーの情報を県ホームページや広報物等を通じて市町村及び県民に広報するものとする。

(県の広報活動への協力)

第10条 前条の規定により県が行なう広報に協力するアドバイザーは、活動報告レポートを県に提出する。

2 活動報告レポートは、報告を行う活動ごとに作成し、活動の実施後、概ね1か月以内に県に提出する。

(アドバイザー活動実績の報告)

第11条 アドバイザーは、活動回数及び参加人数など第2条に関する活動実績について、毎年度、県に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、アドバイザーの募集等、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(埼玉県環境アドバイザー制度設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び要領は令和2年3月31日に廃止する。

(1) 埼玉県環境アドバイザー制度設置要綱(平成7年10月1日施行)

(2) 埼玉県環境教育アシスタント制度設置要綱(平成14年4月1日施行)

(3) 川の国アドバイザー支援実施要領(平成23年5月9日施行)

(経過措置)

3 附則第2項に掲げる要綱及び要領に基づく委嘱者及び登録者のうち、活動実績及び内容の報告をする者は、令和2年4月1日以降、本要綱の登録者とみなし、本要綱の規定を適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

なお、令和3年1月から3月までの登録者は令和3年4月1日をもって更新されたものとみなし、令和4年3月31日までの登録期間を令和6年3月31日まで延長する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

なお、令和6年1月から3月までの新規登録者は令和6年4月1日をもって更新されたものとみなし、令和6年3月31日までの登録期間を令和9年3月

3 1 日まで延長する。

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 6 日から施行する。

（宛先）埼玉県知事

活動報告レポート

環境アドバイザー  
氏名

環境アドバイザー登録要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 概要

実施日、時間	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
実施団体	
対象者（人数）	
実施場所	
講座等の名称	
講座等の分野※	
留意事項確認欄 ※	日付：令和 年 月 日 実施団体側確認者
共同アドバイザー ※	

2 活動内容※

※地域での環境保全活動や環境学習等への指導及び助言、地域で環境保全活動を行う県民や団体等の連携など、地域における環境保全活動について報告する際に、本レポートを作成してください。

※「講座等の分野」については、以下から、該当する主なものを 1つ 選び、数字で記載してください。

- ①自然への愛着 ②生態系・生物多様性 ③水質 ④川の再生活動 ⑤大気 ⑥地質 ⑦公害・化学物質 ⑧3R ⑨資源・エネルギー ⑩地球温暖化 ⑪産業 ⑫消費生活・衣食住 ⑬SDGs

※「留意事項確認欄」については、講座等の実施団体が以下の留意事項2点を了解済みであることを確認した状況（日付及び実施団体側確認者）を記載してください。

- ①環境アドバイザーが実施した環境学習講座等について、団体名や受講者（参加者）の様子等を記載した「活動報告レポート」を県へ提供すること  
②県が当該レポートの内容を公表すること

※複数のアドバイザーが共同で実施する場合に作成者以外のアドバイザーを記入してください

い。

※活動内容には、200字程度までで、活動内容や受講者（参加者）の反応等を記載してください。また、別途写真を添付してください。

様式第2号（第11条関係）

令和 年 月 日

（宛先）埼玉県知事

活動実績報告

環境アドバイザー  
氏名

環境アドバイザー登録要綱第11条の規定に基づき、以下の年度における活動実績について報告します。

年度	活動回数	（延べ）参加人数